

熊本県農業再生協議会会計処理規程

平成 23 年 4 月 15 日制定
令和 5 年 4 月 28 日一部改正

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、熊本県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）の会計の処理に関する基準を確立して、県協議会の業務の適正、かつ、能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 県協議会の会計業務に関しては、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3570 農林水産事務次官依命通知）、施設園芸等燃油価格高騰対策事業推進費補助金交付要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生産第 2901 号）及び熊本県農業再生協議会規約（以下「協議会規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(会計原則)

第 3 条 県協議会の会計は、次の各号に掲げる原則に適合するものでなければならない。

- (1) 県協議会の会計処理に関し、真実な内容を明瞭に表示すること。
- (2) すべての取引について、正確な記帳整理をすること。
- (3) 会計の処理方法及び手続は、事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計区分)

第 4 条 県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ事業年度ごとに区分して経理する。

- (1) 経営所得安定対策等推進事業会計
- (2) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金会計
- (3) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業推進事業会計
- (4) 肥料価格高騰対策事業会計
- (5) 国内肥料資源利用拡大対策事業会計
- (6) (1)から(5)以外の県からの補助金・交付金事業会計
- (7) その他の事業会計

2 県協議会の業務遂行上必要のある場合は、前項の会計と区分して特別会計を設け

ることができるものとする。

(口座の開設)

第5条 前条に関する口座は、熊本市農業協同組合に開設するものとする。

(会計年度)

第6条 県協議会の会計年度は、協議会規約に定める事業年度に従い毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 県協議会の出納は、翌年度の4月30日をもって閉鎖する。

(出納責任者)

第7条 出納責任者は、会長とする。

(経理責任者)

第8条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。

【事務の区分】

【経理責任者】

(1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務

熊本県農業協同組合中央会・連合会
農政・営農支援センター所長

(2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務

同上

(3) 耕畜連携対策に係る事務

同上

(4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務

同上

(5) 農地の利用集積に係る事務

同上

(6) 収入減少影響緩和交付金の積立金管理に係る事務

同上

(7) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業の実施に係る事務

同上

(8) 肥料価格高騰対策事業に係る事務

同上

(9) 国内肥料資源利用拡大対策事業に係る事務

同上

2 前項の各事務の区分の経理責任者は、当該事務に係る事務処理規程第3条第1項の事務責任者又は当該事務に係る熊本県農業再生協議会文書取扱規程第5条による文書管理責任者を兼務することができる。

(帳簿書類の保存及び処分)

第9条 会計帳簿、会計伝票その他の書類の保存期間は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 予算及び決算書類 5年
- (2) 会計帳簿及び会計伝票 5年
- (3) 証ひょう（領収書その他会計伝票の正当性を立証する書類をいう。以下同じ。）
5年
- (4) その他の書類 3年

2 前項各号の保存期間は、決算完了の日から起算する。

3 第1項各号に掲げる書類の焼却その他の処分を行う場合には、あらかじめ第8条第1項の経理責任者の指示又は承認を受けるものとする。

第2章 勘定科目及び会計帳簿類

(勘定科目)

第10条 第4条の各会計区分には、収入・支出の状況及び財政状態を的確に把握するため必要な勘定科目を設ける。

2 各勘定科目の名称、配列及び内容については、経理責任者が別に定める。

(勘定処理の原則)

第11条 勘定処理を行うに当たっては、次の各号に掲げる原則に留意しなければならない。

- (1) すべての収入及び支出は、予算に基づいて処理すること。
- (2) 収入と支出は、相殺してはならないこと。
- (3) その他一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠して行うこと。

(会計帳簿)

第12条 会計帳簿は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 主要簿
 - ① 仕訳帳
 - ② 総勘定元帳

(2) 補助簿

2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代えることができる。

3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票及び総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。

4 総勘定元帳及び補助簿の様式は、経理責任者が別に定める。

(会計伝票)

第13条 一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

2 会計伝票は、次の各号に掲げるものとし、その様式は、経理責任者が別に定める。

- (1) 入金伝票
 - (2) 出金伝票
 - (3) 振替伝票
- 3 会計伝票は、証ひょうに基づいて作成し、証ひょうとともに保存する。
- 4 会計伝票は、第8条第1項の経理責任者の承認印を受けるものとする。

(記帳)

- 第14条 総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。
- 2 補助簿は、会計伝票又は証ひょうに基づいて記帳しなければならない。

(会計帳簿の更新)

- 第15条 会計帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第3章 予算

(予算の目的)

- 第16条 予算は、各会計年度の事業活動を明確な計数でもって表示することにより
収支の合理的規制を行い、事業の円滑適正な運営を図ることを目的とする。

(事業計画及び収支予算の作成)

- 第17条 事業計画及び収支予算は、毎事業年度会計区分ごとに作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得てこれを定める。
- 2 前項の事業計画及び収支予算について、総会の議決を得た後、九州農政局長に報告しなければならない。

(予算の実施)

- 第18条 予算の執行者は、会長とする。

(予算の流用)

- 第19条 予算は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

第4章 出納

(金銭の範囲)

- 第20条 この規程において「金銭」とは、現金及び預貯金をいい、「現金」とは、通貨のほか、郵便為替証書、為替貯金証書及び官公署の支払通知書をいう。

(金銭出納の明確化)

- 第21条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々
の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。
- 2 金銭の出納は、会計伝票によって行わなければならない。

(金銭の収納)

第 22 条 金銭を収納したときは、経理責任者が別に定める様式の領収証を発行しなければならない。

- 2 入金先の要求その他の事由より、前項の様式によらない領収証を発行する必要があるときは、第 8 条第 1 項の経理責任者の承認を得てこれを行う。
- 3 金融機関への振込みの方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(支払方法)

第 23 条 出納の事務を行う者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取引を証する書類に基づき、第 8 条第 1 項の経理責任者の承認を得て行うものとする。

- 2 支払は、金融機関への振込により行うものとする。ただし、小口払その他これによりがたい場合として第 8 条第 1 項の経理責任者が認めた支払のときには、この限りでない。

(支払期日)

第 24 条 金銭の支払は、毎月末とする。ただし、随時払の必要のあるもの及び定期払のものについては、この限りではない。

(領収証の徴収)

第 25 条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

- 2 金融機関への振込みの方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(預貯金証書等の保管)

第 26 条 預貯金証書又は預貯金通帳については、所定の金庫に保管し、又は金融機関等に保護預けするものとする。

(金銭の過不足)

第 27 条 出納の事務を行う者は、原則として毎月 1 回以上、預貯金の残高の証明できる書類によりその残高と帳簿残高との照合を行うとともに、金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく第 8 条第 1 項の経理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第 5 章 物品

(物品の定義)

第 28 条 物品とは、消耗品並びに耐用年数 1 年以上の器具及び備品をいう。

(物品の購入)

第 29 条 前条の物品の購入については、稟議書に見積書を添付し、第 8 条第 1 項の経理責任者を経て、会長の決裁を受けなければならない。ただし、1 件の購入金額が 20 万円未満のときは、事務局長が専決処理にすることができる。なお、3 万円未満の消耗品については見積書は省略できる。

(物品の照合)

第 30 条 出納の事務を行う者は、耐用年数 1 年以上の器具及び備品について、備品台帳を設けて保全状況及び移動について所要の記録を行うとともに、その移動及び滅失又はき損があった場合は、第 8 条第 1 項の経理責任者に通知しなければならない。

2 第 8 条第 1 項の経理責任者は、毎事業年度 1 回以上、現物照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て、前項の備品台帳の整備を行わなければならない。

(規定の準用)

第 31 条 協議会の運営に必要な経費であって、会議費等軽微なものの支出については、第 29 条の規定を準用する。

第 6 章 報酬及び費用弁償

(報酬)

第 32 条 協議会業務に従事する者（役員及び会員団体の代表者を除き、講師等を含む）には、報酬を支給することができる。

2 前項に関し必要な事項は、熊本県農業協同組合中央会の規程を準用する。

(費用弁償)

第 33 条 協議会業務に従事する者（役員、会員団体の代表者及び講師等を含む）には、費用を弁償することができる。

2 前項に関し必要な事項は、熊本県農業協同組合中央会の規程を準用する。

第 7 章 決算

(決算の目的)

第 34 条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、当該期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(決算の種類)

第 35 条 決算は、毎半期末の半期決算と毎年 3 月末の年度決算に区分する。

(半期決算)

第 36 条 第 8 条第 1 項の経理責任者は、毎半期末に会計記録を整理し、次の各号に

掲げる計算書類を作成して翌月の 15 日までに事務局長を経て会長に報告しなければならない。

- (1) 合計残高試算表
- (2) 予算対比収支計算書

(財務諸表の作成)

第 37 条 第 8 条第 1 項の経理責任者は、毎事業年度終了後速やかに年度決算に必要な整理を行い、次の各号に掲げる計算書類を作成し、会長に報告しなければならない。

- (1) 収支計算書
- (2) 正味財産増減計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録

(年度決算の確定)

第 38 条 会長は、前条の計算書類に基づいて監事の監査を受けた後、当該計算書類に監事の意見書を添えて総会に提出し、その承認を受けて年度決算を確定する。

(報告)

第 39 条 会長は、前条の規定により決算が確定したときは、速やかにその旨を九州農政局長に報告しなければならない。

第 8 章 雑則

第 40 条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 17 年 4 月 14 日一部改正する。
- 3 この規程は、平成 19 年 4 月 12 日一部改正する。

なお、平成 19 年度に執行する平成 18 年産対策（稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策）については、従前の例により取り扱うものとする。

- 4 この規程は、平成 20 年 11 月 26 日一部改正する。
- 5 この規程は、平成 21 年 4 月 15 日一部改正する。
- 6 この規程は、平成 21 年 7 月 21 日一部改正する。
- 7 この規程は、平成 22 年 4 月 22 日に一部改正する。

なお、水田等有効活用促進対策の平成 21 年産大豆数量加算については、従前の例による。

- 8 この規程は、平成 23 年 4 月 15 日に一部改正する。
- 9 この規程は、平成 25 年 3 月 5 日に一部改正する。
- 10 この規程は、平成 25 年 4 月 22 日に一部改正する。
- 11 この規程は、平成 26 年 2 月 21 日に一部改正する。
- 12 この規程は、平成 27 年 2 月 3 日に一部改正する。
- 13 この規程は、平成 28 年 5 月 2 日に一部改正する。
- 14 この規程は、平成 29 年 4 月 25 日に一部改正する。
- 15 この規程は、平成 29 年 12 月 14 日に一部改正する。
- 16 この規程は、令和元年 12 月 10 日に一部改正する。
- 17 この規程は、令和 3 年 2 月 25 日に一部改正する。
- 18 この規程は、令和 3 年 5 月 11 日に一部改正する。
- 19 この規程は、令和 4 年 9 月 14 日に一部改正する。
- 20 この規程は、令和 5 年 2 月 24 日に一部改正する。
- 21 この規程は、令和 5 年 4 月 28 日に一部改正する。